

社会福祉連携推進法人の会計について

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

社会福祉連携推進法人の会計について

社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人と同様、厚生労働省令で定める会計基準に従い、会計処理を行うことが法律に規定されている。

会計基準の考え方

社会福祉連携推進法人の会計基準等の策定に当たっては、

- 社会福祉連携推進法人は一般社団法人であるため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の会計に関する規定が適用されること。
- 社会福祉連携推進法人の社員の過半数が社会福祉法人であること。

等から、一般法人法に定めのない会計ルールは社会福祉法人会計基準を十分に斟酌するとともに、地域医療連携推進法人会計基準も参考とした。

会計基準の構成

社会福祉法人と同様に、会計基準を厚生労働省令として位置付け、これを解説、補完するものとして運用上の取扱い（いわゆる局長通知）、運用上の留意事項（いわゆる課長通知）を定めた。

会計の単位

事業区分、拠点区分は設けず、法人全体を一つの会計単位とした（法人単位での計算書類等の作成）。

社会福祉連携推進法人会計の特徴 1 / 2

社会福祉連携推進法人の会計に関する主な項目と社会福祉法人会計との違い（主なもの）

1 計算書類

- 一般法人法の規定を準用し、**計算書類は貸借対照表、損益計算書（損益計算書内訳表を含む）の2種類**とした。
- 損益計算書は企業会計で用いられている一般的なものとは異なり、他の非営利法人と同様に、純資産も表す内容としている。
- 計算書類の会計区分は、
 - ✓ 社会福祉連携推進業務会計
 - ✓ その他の業務会計
 - ✓ 本部会計の3区分とし、損益計算書内訳表において表示する。
- 社会福祉法人とは異なり、**資金収支計算書は計算書類としていない。（附属明細書として規定）**

2 計算書類に対する注記

- 社会福祉法人の注記に、
 - ✓ 社会福祉連携推進目的取得財産残額
 - ✓ 社員との取引の内容
 - ✓ 基金及び代替基金の内容を加え、社会福祉法人の**計算書類等の種類、国庫補助金等特別積立金の取崩し、担保資産に関する**ことは規定していない。

3 附属明細書

- 一般法人法施行規則で規定されている固定資産の明細及び引当金の明細のほか、支払資金の増減に関する明細、社会福祉連携推進業務の貸付業務に係る明細を加え、**附属明細書は以下の4種類**とした。
 - ✓ 固定資産明細書
 - ✓ 引当金明細書
 - ✓ 資金収支明細書
 - ✓ 社会福祉連携推進業務貸付金（借入金）明細書
- 社会福祉連携推進業務貸付金（借入金）明細書以外は、基本的には社会福祉法人の明細書でも作成が求められる。ただし、**資金収支明細書は、明細書ではなく計算書類の資金収支計算書と同じ構成**としている。

4 勘定科目

- 勘定科目は、一般社団法人の勘定科目に関する詳細な規定がないことから、社会福祉法人の勘定科目を基本としつつ、**社会福祉事業を行うことができないこと等を踏まえ、利用者や補助金などに関連する科目は設定していない。**
- 社会福祉連携推進業務のうち**貸付業務に関する科目を設定した。**
- 科目の**区分は2段階**とし、法人が個別に勘定科目を設定することはできない。

社会福祉連携推進法人会計の特徴 2 / 2

社会福祉連携推進法人の会計に関する主な項目と社会福祉法人会計との違い（主なもの）

5 国庫補助金等の会計上の取扱い

- 社会福祉事業を行うことができず、社会福祉法人のように施設整備は原則想定されないことを踏まえ、社会福祉法人のような**国庫補助金等特別積立金の会計処理は規定していない。**

6 基金・基本財産の会計上の取扱い

- 基金は返済義務のあるものであることから貸借対照表で独立科目を設ける一方、**基本財産は計上義務がないことから貸借対照表の独立科目までは設けず定款で定めた場合に注記が必要**となる。

7 社会福祉連携推進業務における貸付業務

- 社会福祉連携推進業務貸付・借入に係る勘定科目を設けるとともに、貸付金増減や残高の内容を明らかにするため注記、附属明細書を規定した。

8 社会福祉連携推進目的取得財産残額

- 社会福祉連携推進法人の認定取消しに伴う贈与に関する「社会福祉連携推進目的取得財産残額」を明確化するため、注記するとともに、財産目録に規定する。

9 社会福祉法人会計基準等の改正

- 社員である社会福祉法人が、貸付業務として社会福祉連携推進法人に貸付原資を提供する場合に必要な勘定科目（貸付金、受取利息、貸付金回収、貸し倒れ等）及び貸付を受ける際の勘定科目（借入金、支払利息、償還金等）を社会福祉法人会計基準に設定した
- 貸付原資を提供する際の拠点区分について規定した。

【参考】社会福祉連携推進法人と社会福祉法人の比較

区分	社会福祉連携推進法人	社会福祉法人
業務	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉連携推進業務（法第125条） <ol style="list-style-type: none"> ①地域福祉支援業務 ②災害時支援業務 ③経営支援業務 ④貸付業務 ⑤人材確保等業務 ⑥物資等供給業務 社会福祉連携推進業務以外の業務（法第132条第3項） 事業規模が法人全体の過半に満たないこと 連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないこと 社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと <p>※社会福祉事業は行うことができない（法第132条第4項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業（法第2条、第22条） 公益事業（法第26条） 収益事業（法第26条）
業務運営に係る財源	<ul style="list-style-type: none"> 入会金 会費 業務委託費 寄附金 	<ul style="list-style-type: none"> 実施する社会福祉事業等に係る公的収入（報酬、措置費、給付費等）及び利用者負担分の収入 業務委託費 寄附金
補助金	<p>事業 整備</p> <p>社会福祉事業を行うことができず、社会福祉法人のように施設整備は原則想定されない。</p> <p>社会福祉事業を行うことができないため施設整備等の補助金は原則想定されない。</p>	<p>施設整備等は法人の事業にとって重要な位置付けにある</p> <p>特に第一種社会福祉事業は施設整備等のため多額の補助金を受ける</p>
基金	<p>設置できる</p> <p>※社会福祉法人である社員は拠出できない</p>	<p>設置できない</p>
貸付	<p>実施できる</p>	<p>実施できない</p> <p>※連携推進法人の社員である社会福祉法人は、連携推進法人に対して貸し付けを行うことが可能</p>
基本財産	<p>任意</p>	<p>必須（法第25条）</p>